

ビタミンM

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成27年3月号)

<今月のトピックス>

・労働時間法制改革について

・老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ支給について

労働時間法制改革について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

現在、2016年4月の労働時間法制の改革について建議されています。ホワイトカラーエグゼンプション(高度プロフェッショナル制度)の導入で話題となっている改革ですが、この他にも様々な提言が盛り込まれており、その中で以下の4点の建議項目をご紹介します。

①時間外割増率

現在、中小企業に対して猶予されている月60時間超の割増率50%以上が、平成31年4月から拡大適用される。

②36協定特別条項

36協定の上限時間を超えて勤務できる「特別条項」の定めに基づき、勤務した労働者に対して健康を確保する措置を定めること。また、措置の実施状況などに係る書類を作成し、3年間確実に保存すること。

③労働時間の把握

医師による長時間労働者の面接指導制度に関し、管理監督者を含む全ての労働者を対象として、労働時間を客観的な方法その他適切な方法により把握しなければならない。

④年次有給休暇の促進

年次有給休暇取得率を向上させるため、年次有給休暇の付与日数が10日以上ある労働者については、使用者が時期を指定するなどして年5日を取得させなければならない。

※現在、審議中のため決定事項ではありません。

なお、上記各項目の詳細及び他の建議事項については「今後の労働時間法制等の在り方について」をご参照下さい。【<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyoku-Roudoujoukenseisakuka/houkoku.pdf>】

老齢基礎年金の繰上げ、繰下げについて

老齢基礎年金に繰上げ、繰下げ支給というのがあると聞いたのですが、どのような内容ですか？



①

老齢基礎年金は原則65歳から受給できますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間、前倒しで受け取ることができます。逆に66歳から70歳までの間、後ろ倒しも受け取ることもできます。前者を繰上げ支給、後者を繰下げ支給といいます。



②

65歳前から支給されるのであれば、繰上げ支給したほうが得な気がするのですが、...



③

繰上げ支給を選択した場合、早く受けることができますが、支給を受ける年齢に応じて、一定の率で減額され、その額が一生続きます。一方、繰下げ支給を選択した場合は、66歳以降に受け取り始める年齢に応じて、一定の率で増額され、その額が一生続きます。



④

平成26年4月からの年金額は満額で「772,800円」。この金額に図の支給開始年齢の支給率を乗じた額が、一生涯受け取る老齢基礎年金額となります。



⑤

受給開始年齢	支給率
60歳	70%
61歳	76%
62歳	82%
63歳	88%
64歳	94%
65歳	100%
66歳	108.4%
67歳	116.8%
68歳	125.2%
69歳	133.6%
70歳	142.0%

なるほど。定年後の生活に大きく影響するので、慎重に検討する必要がありますね。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



近畿社会保険労務士事務所(日本経営グループ)
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H27.2.13
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG